

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
12	1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人 1,256 単位			1,256	1回につき
12	1112	訪問入浴・部分浴				清拭又は部分浴のとき × 70%	879	
12	1121	訪問入浴・職員のみ			介護職員3人の場合		1,193	
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴				× 95%	清拭又は部分浴のとき × 70%	
12	4111	訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
12	4112	訪問入浴同一建物減算2			同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 1	ロ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36 単位加算	36	
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	24 単位加算	24	
12	6106	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 58/1000 加算	1月につき	
12	6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
12	6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
12	6103	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
12	6104	訪問入浴処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
12	6111	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 21/1000 加算		
12	6112	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 15/1000 加算		